

会 員 様

退会届提出について

当協会の運営につきましては、日ごろ格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この書類に記入していただく方は以下の方々が対象となります。

なお、退会届のご提出がなく、会費納入済、会費が引落しとなった場合、年会費等の返金はいたしませんので、ご了承ください。

※ 年会費等の返金ができるのは、原則として次年度申し込みの前受金の期間

(3月31日までに次年度の会費納入済かつ退会届提出済の方)のみです。

退会届の提出が必要な方

1. 施設の退職による
2. 休職（産休、育休、介護等）
3. 進学による
4. 他県に移動（転居先の看護協会に入会しない）
5. その他の理由による

日本看護協会・埼玉県看護協会 退会届

届出日 年 月 日

1. 下記についてすべてご記入ください

フリガナ		埼玉県会員No. (6桁)				
氏名		0				

勤務先名称	
退会日	<input type="checkbox"/> 年度末(3月31日)をもって退会希望。(翌年度手続きをしない方) <input type="checkbox"/> 用紙が協会に到着した日をもって退会。
退会日までの送付物	<input type="checkbox"/> 自宅に送付 <input type="checkbox"/> 勤務先に送付 <input type="checkbox"/> 送付停止 ※いずれかチェック 〒 — ※連絡先が変更になっている場合必ず記入
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先(部署等) ※いずれかチェック ※日中連絡がとれる番号を記入 — —

2. 退会理由に○をお付けください。

1. 施設の退職のため
2. 産休、育休、介護休暇など一時的な休職のため
3. 進学等
4. 他県に移動のため(転居先の看護協会に入会しない)
5. その他 ()

※記載の個人情報は退会手続きのみ取扱いさせていただきます。
※年度途中の退会の場合でも、会費の返還はありません。(定款細則第12条)
※会員証は返却不要です。
※用紙提出後、しばらくの間郵送物が届くことがあります。ご了承ください。

【書類送付先】

公益社団法人埼玉県看護協会 会員管理担当
〒331-0078 さいたま市西区西大宮3-3